

令和2年度
三豊市成年後見制度利用促進審議会議事録

日時：令和3年2月12日（金）17：30～19：00
場所：三豊市役所危機管理センター301・302 会室

1. 開会

事務局（神原）	<p>本日は、お忙しいところ三豊市成年後見制度利用促進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日進行を務めます、三豊市地域包括支援センター社会福祉士の神原と申します。定刻がまいりましたので、ただいまより「令和2年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は高松家庭裁判所首席書記官 小西 孝雄 様、同じく高松家庭裁判所観音寺支部の課長 三木 広樹 様をオブザーバーとしてお迎えしております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、西谷会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
---------	---

2. あいさつ

西谷会長	<p>年度末のお忙しい中、お仕事終わりにお集まりいただきましてありがとうございます。本日はお手元にありますように、4点ほど協議事項がございます。特に（2）においてみなさんからご意見をたくさん頂戴したいと考えております。最後まで活発な意見交換をお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。</p>
事務局（神原）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日の委員の出欠状況を報告いたします。委員総数12名のうち、出席委員12名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、「三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は、公開するものとなっております。傍聴者の受付をしたところ、現在傍聴者はおりませんので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条により、会長に議事を進めていただきます。西谷会長、よろしくお願ひいたします。</p>

3. 協議事項

(1) 市民後見人養成の進捗状況について

西谷会長	<p>はい、よろしくお願いいたします。早速進めていきたいと思えます。</p> <p>それでは、(1) 市民後見人養成の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（細川）	<p>三豊市地域包括支援センター社会福祉士の細川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>三豊市における市民後見人養成の進捗状況についてご説明いたします。平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定により、平成30年11月より三豊市成年後見制度利用促進審議会を3回開催し、平成31年3月に「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この基本計画の中で、担い手の育成、活動の促進ということで2020年（令和2年）には、市民後見人養成講座を開催することと致しておりました。令和2年4月に三豊市社会福祉協議会と委託契約を結び、市民後見人養成講座について協議をはじめ、併せて、新型コロナウイルス感染対策についても検討いたしました。令和2年11月から市民後見人養成講座を開始し、翌年2月には受講生全員である10名が第1期生として受講を終えました。今後、市民後見人として市民目線の後見活動、本人に寄り添った支援が期待されております。</p> <p>資料2ページの図は、市民後見人の育成について、三豊市と三豊市社会福祉協議会が委託契約を結び、実施機関として三豊市社会福祉協議会が研修を行っていることを表しています。研修の状況については、この後、三豊市社会福祉協議会からご報告を頂ければと思います。今後、市民後見人養成講座を修了された方には、社協の法人後見支援員として一定の経験を積んでいただき、家庭裁判所から後見人として選任されれば、三豊市でも市民後見人第1号が誕生していくということになります。</p>
嶋田委員	<p>三豊市社会福祉協議会の嶋田です。</p> <p>今、説明がありましたとおり、11月から2月まで養成講座を実施いたしました。今回は一般公募ではなく、個別に声をかけさせていただき、受講していただきました。社協が継続してフォローアップを実施することを想定しておりまして、当初から10名程度の受講を考えていました。15名の方に声をかけさせていただいておりまして、結果、10名の方に受講をいただいております。受講生は、現役の民生委員、行政の退職者、専門職、地域の居場所やサロンなどで活動されている方など、社協との関りが深い方になります。</p> <p>これまでの県内の養成講座の傾向といたしまして、県社協の成年後見制度人材養成研修と市の養成研修とを併せて実施していたところが多かったと思います。ただ、今年度は、コロナ禍のため、県社協、包括、市</p>

社協とでどのように研修を実施するか協議を致しました。緊急事態宣言もあり、先行きが不透明だったのですが、その中でも実施できるよう、事前に講義を録画した DVD の視聴も可能とする研修と致しました。

DVD の内容は、これまでの成年後見制度人材養成研修より更にボリュームを持たせることになりましたが、理解が不十分な内容につきましては、市でフォローアップ研修を行うことと致しました。

カリキュラムも多いため、丸 1 日の研修として実施期間を短くすることも考えたのですが、受講生の方には他の活動や午後からお仕事をさせている方もいらっしゃいましたので、期間は長くなるものの、午前中半日の研修のほうが出席しやすいと思い、この期間に致しました。また、DVD の視聴により自宅でも学習できるのですが、受講生同士の仲間意識を持っていただいたり、事務局との関係構築のため、基本的には会議室にお集まりいただきました。ただ、出席できない方には自宅で DVD を視聴していただき、補講対応を取らせていただきました。

また、DVD 視聴以外にも参加者同士の交流ができる時間や講座内容の振り返りの時間を設けました。包括の細川さんにも養成講座に同席をしていただけることが多かったので、質疑応答や補足説明をしていただき、DVD 視聴だけでは終わらないような対応を心がけました。受講生は、専門的な内容が多く、後見業務のような経験もないので、受講当初は不安を感じていたようですが、市民後見人による講座の DVD を視聴したり、フォローアップ講座で坂出市や丸亀市の市民後見人をお招きして直接お話を頂いた後には受講生の反応が変化していきました。市民後見人の業務が理解でき、例えば、施設に入所している方などのお手伝いとしてできることがあるのではないかと、前向きな意見をいただくことができました。身近に感じる市民の方からのお話は受講生に響くものがありました。難しい内容ではありましたが、自分たちでも何かできるのだと感じることができたようです。資料にありますように、12/14～21 までの講義では、市の各担当者、消費生活センターの方に対面での講義をしていただきました。対面の講義は録画させていただき、休んだ方への補講対応も行いました。

また、本来であれば施設での体験学習も設けたかったのですが、コロナ禍のため、施設側の受け入れが難しく、社協の法人後見や日常生活自立支援事業での同行をしていただきました。1 月、2 月のフォローアップ研修では、家庭裁判所の三木課長、他市の市民後見人からお話していただき、さらに、司法書士の大塚先生をお招きして座談会も実施しました。すべての受講を終えた後、レポートを提出していただき、最終日には一人ひとりに修了証書をお渡しすることができました。

今後のスケジュールですが、登録票をお配りしているのですが、後日、提出していただいた方には令和 3 年度から、2 か月に 1 回のフォローアップ研修に参加しながら、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支

	<p>援員として活動していただき、経験を積んだ後に市民後見人として活動していただける方が誕生できればと考えています。ただ、コロナ禍で施設入所者や病院に入院している方との面会が難しい状況でありますので、関わっていただけるケースが限られています。しかし、今できることを考えていく必要がありますので、解決策を検討しながら活動していければと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、県社協から十河課長さんがおいでしていますので県内の状況やこのことについてご説明をお願いします。</p>
県社協 十河課長	<p>香川県社会福祉協議会の十河と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>三豊市社協の嶋田さんからご報告ご説明がございました。私の方から県内で市民後見人養成についてどういうふうに取り組まれているかということでお時間をいただきたいと思います。今日、ご用意させていただいた資料の1ページから3ページの所に県内の市民後見人養成の状況について、県長寿社会対策課が取りまとめた資料をお借りして提供しております。現在、香川県内で市民後見人として活動されているところが丸亀市、坂出市、さぬき市の3か所になっております。他の市でも養成はされていますが、実際に活動されているところは3か所になります。香川県の市民後見人については、担い手が不足しているから養成するというのではなく、地域の人にも権利擁護に関わっていただくといった観点から市民後見人を養成していきたいと考えています。毎年度たくさんの方が養成されたり、活動するという状況ではなく、地元の社会福祉協議会の活動を支援していただきながら、少しずつ市民後見人の活動を進めていくことが、今の香川県の進め方だと思います。</p> <p>2ページにこれまでの養成者数、現在の活動者数が掲載されています。1番多いところで、丸亀市と坂出市が6名、4名というところで、さぬき市は昨年度誕生したばかりですのでまだ1名というところで、今年度中にもう1件受任をしたとお聞きしています。</p> <p>丸亀市、坂出市、さぬき市はそれぞれ市単独で養成をしたり、活動支援をされているところですが、少し最近の動きをご説明したいと思います。今までは単独で、それぞれの市で進めているところですが、来年度以降、複数の市町で、広域で市民後見人の養成をしていこうという動きがでてきています。直近では、さぬき市と東かがわ市が2市で市民後見人の養成を実施する流れでございます。2市で養成をした後の活動支援については、2市共同で実施するといった流れです。香川県内では、複数の市町が共同で行うことが何カ所か出てくると思います。その理由として、香川県も人口が減ってきていることと、人が生活している所も偏りが出てきていることから、一市ずつで人材の養成をするよりも複数の市</p>

町で人材の養成することも必要ではないかということで、こういう流れが進んでいます。ただ、身近な所での活動であったり、身近な機関に活動を支援していただく必要もあるので、全てを広域で支援していただくのではなく、できれば基礎研修を合同で行い、活動の支援については身近で行うことが良いのではないかというご意見もいただいています。さぬき市と東かがわ市、これから中讃圏域でも動きがございしますが、何が共同でできて、何が地元でないとできないのかのすり合わせをしていこうということで、大川圏域、中讃圏域でも話をしているといったところです。スケールメリットを生かせるところ、身近な地域でサポートを生かせるところをこれから整理していきたいと思います。

来年度も香川県全体で市民後見の基礎研修を実施する予定です。先ほど嶋田さんからもコロナの中でという話もありました。これまでは集合研修がほとんどでしたが、本年度はDVDを作成して各市町で研修をしていただく流れです。良かったというご意見は何件かあったように思います。自宅近くで研修を受けた上で、研修を受けた身近な人と意見交換ができるという点では、DVDを活用した研修も今後の方針としてあるのではないかと思います。コロナが来年度もすぐ収まるわけではないと考えておりますので、当面はこういった教材を作成して県内全体で観ていただく、もしくは圏域ごとに各市町で養成を進めていくことで考えております。

今年度、三豊市は公募ではなく見知った方に声をかけて実施をしたとお聞きしていますが、実は、県内では丸亀市が公募という形で広報誌に掲載して募集をされました。それでいくと、申込者は30名を越える応募があったとお伺いしています。権利擁護の裾野を広げるといった意味では公募という形も考えられますが、成年後見は個人の踏み入ったところに入っていくという観点から、公募が絶対望ましいかどうか、それに関しては賛否両論があるかと思えます。

今後、香川県内で市民後見の養成をどのようにしていくかということに関しては、何か所か複数で実施するといった話も進んでおりますが、県全体で意見交換ができるような場を提供していきたいと考えております。ちなみに、丸亀市は30名を越える申し込みがあったとのことですが、働いている場所が丸亀市であって、実は住所地は坂出市だったり、綾川町やまんのう町だったり、そういった住所地が丸亀市以外の方の申し込みもありました。先ほど広域での活動のお話をさせていただきましたが、そういった生活をする場と仕事をする場が狭い香川県であっても複数の市町にまたがる場合があると考えていますので、繰り返しになりますが、広域でできることと狭い圏域でやった方が効果のあることを考えながら、一人ひとりが安心して地域で生活することを支える意味での市民後見人の養成について、今後も協議や検討をしていきたいと思えます。

西谷会長	ありがとうございました。それでは委員の皆様からのご質問ご意見等をいただけたらと思います。いかがでしょうか。
時岡委員	香川県社会福祉士会の時岡です。今まで、市民後見に関しましては坂出市、丸亀市は1年、2年かけて市民後見人を担っていたと思いますが、さぬき市は市民後見人を担うまで1年かかりませんでした。三豊市も続いてやっていただけたらと思います。 それから、市民後見人は、われわれ専門職も同じだと思いますけど、要はフォローアップをどうしていくか、法律も変わりますし、いろんな変化がありますので、その辺のところも継続していただけたらと思います。 三豊市でも市民後見人の養成ができるようになり、本当に良かったです。
西谷会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。 そうしましたら、また、この部分で何かご意見がありましたら後ほどよろしくお願いします。

(2) 関係機関と中核機関の連携について

西谷会長	続きまして、(2) 関係機関と中核機関の連携についての説明を事務局よりお願いします
事務局（野島）	三豊市地域包括支援センター社会福祉士の野島です。私の方から「広報資料2」チラシの作成、配布先及び活用方法」についてご説明させていただきます。前回の審議会でチラシ等を作って市民の方に中核機関の周知をしたらどうだろうか、という意見をいただき、広報のためのチラシを作成させていただきました。案の段階ですので、皆様からご意見をお伺いさせていただければと思います。オモテ面には成年後見制度について、こういう場面や内容で心配があればご相談くださいと、いくつか例を載せております。ウラ面には中核機関、関係機関の名称と住所、連絡先を載せさせていただいています。地域包括支援センターの電話番号は今年の4月から変更になります。 チラシの置き場所とか活用方法等について、委員の皆様のご意見をいただければと思います。
西谷会長	それでは、お手元のチラシを見ていただきまして、何かお気づきの点、もう少しこうすれば市民の皆様によくわかるのではないかとか、あるいはこんな文言が必要なんじゃないかとか、ご意見様々あると思いますのでぜひ教えていただけたらと思います。お願いいたします。
事務局（細川）	補足になりますが、前回の審議会では、例えば、家族が銀行に行き、「ご本人に認知症があるので後見人を決めてください」と言われたが、相談する場所が分からない、どうしていいのかわからないということが起きた時に、細かい説明の書いてある分厚いパンフレットではなく、ま

	<p>ず相談先がわかるような、情報としては必要最小限のチラシがあればいいのではというご意見をいただきました。金融機関、病院などで成年後見の話は出るのですが、なかなか先に進まないということが現場で起きているのだと思います。他に、施設に入所されている方の中にも親族の支援が得られず困っている等、成年後見制度の利用をしたほうがよいのではないかと思われるが、話が進まないというケースについては中核機関につながるようにチラシを活用できればと思います。また、専門職の方に対しても「後見人を交代したい」とか、「新たに後見人を追加したいが候補者がいない」「支援に困っている」などという場合にも中核機関に相談いただきたいという目的もあります。</p> <p>チラシの配布区域は三豊市と考えていますが、県内広域でも金融機関や病院には中核機関を知ってほしいと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。みなさんいかがでしょうか。</p> <p>この挿絵は事務局の方でお作りになったものなのではないでしょうか。無料のイラストを使うと問題があるのかないのか、その辺りはどうなんでしょうか。</p>
事務局（野島）	<p>このイラストに関しては、無料に使っていいところから引用させていただいております。</p>
仁井委員	<p>このパンフレットを見ていただきたい方はどういう方を対象にしているのですか。</p>
事務局（野島）	<p>金融機関や病院などに行かれて、成年後見制度の利用が必要となったご家族やご本人などが考えられます。</p>
仁井委員	<p>真ん中の行にあるのですが、実際に後見人になった方は、市の連絡先や制度のこと、自分も高齢になったので交代したいというようなことを、後見人になっていればそういうことは知っているかと思うのですが。</p>
事務局（野島）	<p>親族で後見人をされている場合だと一人で抱え込んでしんどい思いをしたり、最後までやらなければならないと苦しんでいることもあり、そのような時に中核機関にご相談いただいて、後見人の交代や支援をさせていただきたいと思います。チラシはいろいろなケースが一緒になっているので分かりにくい部分もあるとは思いますが、そういった意味で載せさせていただいております。</p>
仁井委員	<p>そもそも後見人に案内とかはあるのですか。</p>
家庭裁判所 小西書記官 (オブザーバー)	<p>家庭裁判所の小西と申します。</p> <p>裁判所の方から積極的にはお伝えしていないところになっています。後見人の方には年に1回は裁判所に報告をいただいております。そこで高齢になってきたから辞めたいということも把握するようになります。ここに書いてあるような形でアピールしていただき、中核機関に相談したらよいということになれば、家庭裁判所としてもありがたいと思います。</p>

西谷会長	その他にはいかがでしょうか。
原田委員	香川県司法書士会の原田と申します。よろしく申し上げます。成年後見の制度の普及について、我々の業務でよくあるのですが、不動産の売買の立ち合いをさせていただいたり、おじいちゃんおばあちゃんの所有している不動産を売りたいという場合に、売主である所有者の方に判断能力がなく契約ができないということで、必要に迫られて成年後見の申立てをしてください、といったことが少なくはないんです。私も何度か、こういったことで売買ができず、成年後見の申立てをなんとか進めて、それに基づいて対応したケースがあるんです。同じようなケースで空き家の処分だとか使っていない土地を売りたいという方がいらっしゃいますので、そういった意味では、病院や施設の他にも仲介業者さんとか、そういったところにもアプローチをしていくことも1つの手段だと思います。リーガルサポートに所属していない司法書士も不動産業務には立ち会うこともありますので、成年後見の申立てをしていただくなどのお願いはしていきたいと考えております。
前田委員	民生委員の仕事をしてしていると、市とか社協とかで研修を受けまして、途中で困ったことがあれば相談をさせていただいております。今後のことですが、後見人の交流会など、そういった形で集まって話をすることなどは検討されているのでしょうか。
西谷会長	ありがとうございました。それでは、中核機関も含めて、将来、後見人の交流や研修の企画をするのかというご質問だと思います。嶋田さん、もし社協の方で予定があればぜひ教えていただけたらと思います。
嶋田委員	次年度から、社協で行うのは、市民後見人候補者のフォローアップということになります。ただ、養成講座では丸亀市や坂出市の市民後見人との講座を通しての交流もありましたし、今後、市民後見人が選任された時には後見人の交流も大事だと思いますので社協のほうで企画していけたらよいかと思います。
西谷会長	ありがとうございました。それでは、チラシの方に話を戻しまして、事務局の野島さんの方から配布先とか活用方法につきましてもご意見を賜りたいとのご発言がありましたので皆さんいかがでしょうか。ご意見ございましたらお願いします。
時岡委員	今、「中核機関」と銘打って、こういう形のパンフレットを外部に配布しようとするのは県内では三豊市が一番最初のはずです。どの市の中核機関も内々ではいろいろやっているのですが、このようなパンフレットを広く配っていただきたいと思います。例えば、高齢者の福祉機関とか障害者の入所施設、特に、通所サービス利用者の親御さんが高齢になって困っている方はどこの市町にもいらっしゃるはずですが、ここ（中核機関）へ行けば分かるというのはすごくありがたいと思うので、予算の関係もあるでしょうけれども、できるだけいろいろなところにお配りして

	<p>いただきたいと思います。</p>
重信委員	<p>三豊市は月1回広報を各世帯に配布していますが、今回このチラシは3月号とか4月号に配布の予定というのがありますか。それともう一つ、チラシの表現ですけど、障がいのある子どもの将来が心配な親御さんにはこのチラシはよくわかるかと思いますが、高齢者の親を抱えて大変な生活を送っている人が、自分の抱えている問題の話を聞いてくれるかもと地域包括支援センターに相談に来るように、後見申立てというよりかは、そういうようなことのきっかけになるような内容にした方が良かったと思います。</p> <p>それと、難しいかもしれませんが、各自治会を通して、1年間かけて自治会によって毎月常会をしているかどうか分かりませんが、そういう場に来ていただいてこういう物ができましたと、こういうことで困っている方がおいでましたらどうぞ遠慮なく連絡して相談してくださいと、一緒にして何かできればと、理想論ですが、そういう形が取れるのであれば大変有効なのではないかと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。自治会などでも周知をしていただけたらと思います。</p>
仁井会長	<p>どういうふうに住民の方に知っていただくか、どういうふうに制度を知っていただくか、ということも大事だと思います。例えば、ケアマネジャーが抱えている困難ケースがあるのですが、こういうところでも活用されるのがいいかなと思いました。</p>
西谷会長	<p>事務局からの意見はありますでしょうか。</p>
事務局（野島）	<p>住民の方にどう知っていただくか、また、ケアマネジャーが成年後見制度についてあまり知らないということもあると思います。そういったところへも説明して、個別に制度を必要とする方へチラシを渡していただくことも必要と思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。サイズは、A3の裏表とかではなくこのA4の形で、ということでしょうか。</p>
事務局（野島）	<p>ご意見をいただきながら、今後、修正して分かりやすいものを作成したいと思います。今回は案としてA4裏表ですけどもA3であっても良いと思います。</p>
西谷会長	<p>ぜひ、いい物にしていきたいと思います。</p> <p>私の方で皆さんの意見を聞きながら思ったのですが、障害のあるお子さんをお持ちのご家庭の場合、第三者の専門職の方に相談するのはやりやすいと思うのですが、なかなかご近所の方と情報を共有するのはしんどい部分もあると思います。同じ自治会の中にご自身がいて、「障害がある」と書かれていると、周りの人から「お宅のお子さんに障害があるのであれば行ってみたら」と思われているのではないかとというようなことで、その辺りの配慮をしながら、後見制度についてご相談に来て下さるような道筋</p>

	<p>をつけられるチラシにしたほうがいいのではないかと、少し微妙な部分があるような気がします。</p> <p>ここに書いてある4つの情報が8つになったり、もっとあるのだと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。</p>
滝口委員	<p>皆さんいろいろと議論されていますが、要はこの成年後見制度をどのようにしてみんなに知っていただいて、相談できる体制にしたいかというところかと思います。1つの手段としてこういうチラシを使って皆に配るということで、これからいろいろなバージョンができると思うのですが、まず、第1弾としては大丈夫だと思います。私の経験から言いますと、こういうチラシを配っても皆さんパッと見て終わり、というのが多い。お恥ずかしい話ですが、社会福祉協議会の方でも毎月法律相談をやっているんですけど、防災無線を使って、毎月お知らせをしています。ところが、1月はお知らせをするのを忘れており、見事に申し込みがなかった。いつもだと、お断りするくらい申し込みが来るのに、1月は申し込みが少なかった。2月は忘れずに防災無線でお知らせすると、盛況に申し込みが来た。こういうチラシも良いんですが、耳で聞こえるとか目に訴えるとか、今でしたら、ホームページとかSNSとかいろいろありますので、そのあたりも駆使して成年後見制度を皆さんに周知していただけたらと思います。社協としてもそのあたり頑張りたいと思います。</p> <p>これまでも市民の方にアンケート調査をしています。成年後見制度の言葉を聞いたことはありますが、内容は知らないという方がまだ多いです。自治会への説明とかいろいろあるごとに成年後見制度はこういうものと周知をしていきたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。三豊市は防災無線を利用されているんですね。</p> <p>委員の方から多くのご意見をいただきましたので、整理をさせていただきましてチラシの方を作っていただけたらと思います。委員のみなさんよろしいでしょうか。</p>
<p>【(2)の事例については個人情報を含むため非公開とします。】</p>	

(3)「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

西谷会長	<p>そうしましたら、(3)の意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて資料4ですけれども、説明よろしくをお願いします。</p>
事務局(細川)	<p>資料は9ページになります。昨年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が出されております。意思決定支援は、日常生活における場面、社会生活における場面など、さまざまな場面で行われます。後見人が行う意思決定支援は、「本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面に限られる」とガイドラインに書かれています。ただ、実際には、本人の日常生活や社会生活の状況等</p>

	<p>を知らなければ、法律行為に至ることはできないと思います。意思決定支援において中核機関も関わることとなりますが、プロセスの原則というのがあります。基本原則が第1から第7まであるのですが、第1では「全ての人は意思決定能力があることが推定される」とあり、この「意思決定能力」は、医学的な判断能力や事理弁識能力に支援者の支援力も併せ、意思決定能力が発揮されることとなります。どれだけ支援が尽くされるかということが、今回の意思決定支援では重要な部分となります。また、第4からの「代行決定」については後見事務における特徴ということとなります。それについては、11 ページに「最善の利益」に基づく代行決定」というところで、①どれだけ意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合や、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じてしまう場合には、後見人等は、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになる、とあります。「重大な影響」とは、①本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか、②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか、③その発生の可能性に確実性があるか、このような要素から判断するということとなります。この代行決定については、本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得るということで、慎重に検討する必要があります。</p> <p>12 ページから 14 ページにプロセスを載せております。まず、チームを福祉関係者が編成するというので、後見人や福祉関係者がこのプロセスを知っておく必要があります。また、このプロセスでミーティング等が上手くいかない場合には、中核機関が相談を受け、意思決定支援のプロセスに関わっていく必要があります。また、意思決定支援後のプロセスでは、意思決定支援を行ったが、意思の確認が困難であったり、推定すら難しい場合や、本人の意思・推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができな重大な影響が懸念されるという場合に、本人にとっての最善の利益を検討し、後見人が代行決定を行うということになります。これも、後見人のみで行うのではなく、チームで判断していくということで、多くの方が関わって本人の意思決定支援をしていくという流れになっています。このような意思決定支援を必要とするケースがある場合は、福祉関係者はもちろん、専門職からも中核機関にご相談いただけたらと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。そうしましたら、今の内容でご質問やご意見がありましたらよろしくお願ひします。今関わっている事例で、そのようなことがあればお教えいただければと思うのですがよろしいでしょうか。</p>
秋月副会長	<p>意思決定支援につきましては、国研修が全国 15 か所で行われています。2 月 10 日には Zoom を使い、高松市でも開催されました。私も講師を務め、約 70 名の参加をいただいていたと思います。意思決定支援を踏まえて支</p>

	<p>援をしていくということは、後見人であればしているかなと思うのですが、ただ、していない人もいます。後見人だけで決めてしまう、関係者とチームを作らずに決めてしまっていることがなかったかな、と振り返りながら反省も込めて話をしました。講師は、三士会の弁護士、社会福祉士、司法書士でした。資料 14 ページのとおり、「意思決定支援のプロセス」と「意思決定支援後のプロセス」があり、後者の方に様式がたくさんついています。国研修では、具体例を用いながら、様式をどのように使い、意思決定支援をしていくのかということを学ぶための演習もありました。こちらの研修は終わってはしまったのですが、次年度以降も実施するという情報があります。内容は、三部に分かれており、第 3 部はアセスメントシートなどを使った研修になっておりますので、ぜひ見ていただくと非常に参考になると思います。</p>
--	--

(4) その他

西谷会長	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは (4) その他について、何かありますでしょうか。</p>
事務局 (細川)	<p>現在、三豊市で成年後見制度の体制整備に取り組んでいるところでありますが、未成年後見についてもケースが出てきており、今後、権利擁護という視点から併せて検討すべき議題になるのではないかと考えられます。</p>
県社協 十河課長	<p>昨年度くらいから、未成年後見のご相談については、裁判所からのご相談だけではなくて、子ども女性相談所センターからのご相談が増えていると思います。家庭裁判所からご提供いただいた成年後見制度、未成年後見の数値的な資料を活用させていただきました。資料 19 ページから 21 ページに香川県内の未成年後見の状況が記載されております。未成年後見は、親権を行う者がいない子どもさんに関してご親族や児童相談所長が申し立て、親権者を裁判所で選任するというのが主な選任方法です。まだ三豊市では件数の多い状況ではないかもしれませんが、昨年、三豊市でも未成年後見の相談があり、親族が未成年後見人に選任された事例がありました。未成年後見には親族の方がなっている事例が多い一方で、虐待を含むケースなど、親族の方が未成年後見人になりにくいというような事例も出てきているように思います。そのような中で、三士会の専門職が未成年後見人に選ばれていたり、他に団体や法人も未成年後見人になることもできます。子どもの権利を守るという観点で、未成年後見人がどのように活動していけばいいのか、個人が良いのか団体で役を担っていくのが良いのかなど、成年後見制度については中核機関ができていろいろな相談ができるようになっているのですが、未成年後見はどこにどのように相談していけばいいのか、現時点では十分な体制はできていない状況だと思えます。</p> <p>三豊市に限らず、香川県の全ての地域で子どもの権利が護られて育って</p>

	<p>いくために、今回は成年後見制度の利用促進ということではありますが、子どもの権利を守ることも含めて権利擁護だと思っておりますので、今後、県内、全国の中核機関において子どもの事案も含めて話をする機会ができたらし心強いと思っております。今日、私は委員以外という立場で出席をさせていただきました。私の役割は各市町でのいろいろな課題を圏域、県全体で協議する役割もあると認識しておりますので、子どもの事例は引き続き県全体でも考えていきたいと思っております。</p> <p>今回、市民後見人の交流の場についても話が出ましたが、市町を越えた圏域の取り組みに関しては県社協でも考えていきたいと思っております。県内に中核機関が7か所できていますが、各市町でどのように利用促進が進められているのか、中核機関の連絡会議も開き、それぞれの市町の取り組みがきちんと県全体の取り組みにつながっていくように進めていきたいと思っております。</p> <p>中核機関を名乗ったチラシは三豊市が県内では最初ということですが、実は、坂出市も中核機関の機能や制度の紹介を含めて、パンフレットという形で紹介されています。今後、いろいろな市町での取り組みが進められる中で、情報の集約や提供をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、関係機関との連携というところでは、金融機関の話も出ましたが、銀行協会も含めて県全体の金融機関の取りまとめもあると思っております。今日出たご意見を県全体でも協議をしたり、各市町の協議の場にお返ししていきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひします。</p>
西谷会長	<p>色々な情報をいただきましてありがとうございます。また、活発なご意見をいただきました。ありがとうございます。後見制度を考えるとときに原点に戻るといいますか、大事なことは困っているのは誰かということですね、そういった命題を忘れて、制度の促進のことを進めていきますと、先ほど細川さんが説明してくださった意思決定のことを忘れてしまって、ということになりかねませんので、議論の度に原点に立ち返ってほしいと思っております。</p> <p>今日はたくさんのご意見をありがとうございました。それでは、進行の方を事務局に戻したいと思っております。</p>
事務局（神原）	<p>以上で本日の議題は終了いたしました。</p> <p>閉会にあたりまして、健康福祉部長藤田よりご挨拶申し上げます。</p>
藤田部長	<p>閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。本日は、大変お忙しい中、貴重な時間をいただき、ご審議いただきまして、誠に有難うございました。三豊市においても認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加、未婚率の上昇、晩婚化に伴う少子化など、家族・地域社会の変容により、成年後見制度のニーズは一層高まってくると思われまます。成年後見制度を必要とする方が制度につながり、そのメリットを感じられるよう、平成31年3月には「三豊市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、現在、基本計画に</p>

	<p>基づき体制整備に取り組んでいるところです。</p> <p>今年度は、新たな担い手として市民後見人の養成をしました。市民の目線で、ご本人に寄り添った支援が期待されており、三豊市においても市民後見人が選任されるよう、家庭裁判所、中核機関、専門職団体の方々との連携を密にし、支援体制の構築をさらに強化してまいります。</p> <p>今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうも有難うございました。</p>
事務局（神原）	<p>以上をもちまして、令和2年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。</p> <p>長時間ご審議ありがとうございました。交通には気を付けてご帰宅ください。</p>